

「アベノミクス」を止め、政治・経済の転換を

——内部留保のこれ以上のため込みを止めれば、月5.9万円の賃上げが可能

2016年1月20日 労働運動総合研究所

- ◆ 安倍政権は、発足以来大胆な金融緩和、機動的な財政出動、規制緩和を「3本の矢」とする「アベノミクス」によって経済成長戦略を進めてきたが、大企業や一部株主の利益が拡大したものの賃金はほとんど上がらず、設備投資も低迷して内部留保がさらに22.4%も増加した。デフレからの脱却も出来ず、名目経済成長率3%という政策目標の破綻が明らかになりつつある。
- ◆ 当研究所（労働総研）がかねてから主張してきた内部留保の活用による賃金・労働条件の改善が広く理解されるようになり、安倍首相や麻生財務相も「経済財政諮問会議」や「官民対話」の場で内部留保を活用した賃上げや国内設備投資の努力を経済界に要請した。政府・財界の思惑はともかく、客観的に見て、2016春闘には有利な風が吹いていると言える。
- ◆ 「アベノミクス」以降悪化した生活をその前まで戻し、流れを反転させるためには、6.13%、1万9224円の賃上げが必要であるが、蓄積された内部留保を取り崩すまでもなく、これ以上内部留保を増やさない経営に転換するだけで月5.9万円の賃上げが可能になる。もし2万円の賃上げであれば必要な原資はその3分の1であり、3分の2は設備投資や株式配当に回すことが出来る。
- ◆ 2013～15年春闘の賃上げはほとんど中小企業に波及していない。労働者の圧倒的多数は未組織の中小企業に働いており、全体の底上げのためには、最低賃金の引き上げと働くルールの確立による労働条件の改善が極めて重要である。そのために必要な原資は25.83兆円であり、2014年度の内部留保額543.1兆円(全規模)の4.76%にすぎない。
- ◆ 賃上げ、労働条件の改善は企業に負担増をもたらすが、回りまわって企業の生産活動を活発にし、GDPや税収を増やす。産業連関分析によりその大きさを計測したところ、生活防衛に必要なベースアップと最低賃金の引き上げ、働くルールの確立および非正規の正規化によって、GDPが20.4兆円、税収が3.52兆円増加することが分かった。
- ◆ 2016春闘のもう一つの課題は消費税である。消費税は景気が悪くても、収入が減っても、失業しても確実に税金を取られる最悪の税制である。法人税を増税するとともに、大企業にまともな税金を支払わせることによって消費税を廃止すべきである。
- ◆ 安倍政権および大企業経営者と対決して生活改善を勝ち取り、さらに「安全保障関連法」廃止、憲法改悪反対などで広範に結集する多くの国民と力を合わせて「アベノミクス」を止め、政治・経済の転換をはかることは、労働組合の社会的任務である。

1 破綻した「アベノミクス」

(1) トリクル・ダウンの虚構

安倍政権は、発足以来大胆な金融緩和、機動的な財政出動、規制緩和を「3本の矢」とする「アベノミクス」によって経済成長戦略を進めてきた。しかし、政府統計により安倍内閣発足後の3年間を検証すると、とても成功したとは言えない。

まず、財務省「法人企業統計」により、企業経営をみると、売り上げが3年間で 5.4%増に低迷する中で経常利益は 45.2%も増加した。しかし、従業員給与は総額 3.2%の増加に抑制され、従業員数は逆に 1.0%減少した。その結果、ただでさえ溜まりすぎていた内部留保がさらに 22.4%も増加した。

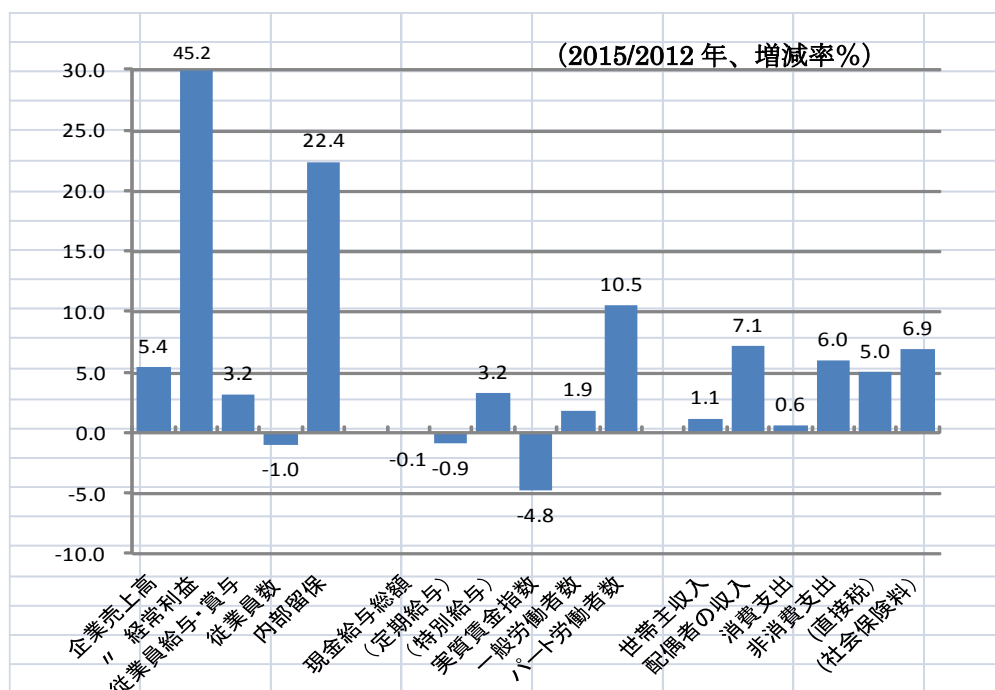
次に、厚生労働省「毎月勤労統計」により、労働者の状態をみると、従業員5人以上の事業所における一般・パートの現金給与総額は、特別給与が 3.2%上昇したものの、肝心の定期給与が 0.9%低下したため、全体で-0.1%とほぼ横ばいであった。当然、消費税を含むこの間の物価上昇をまったくカバーすることが出来ず、実質賃金は 4.8%も低下した。雇用の面では、一般労働者の 1.9%増加に対してパートが 10.5%も増加し、雇用の不安定化がいつそう進んだ。

なお、「法人企業統計」では、1人あたりの平均賃金が 4.2%上昇しているにもかかわらず、「毎月勤労統計」の現金給与総額が-0.1%になっているのは、ここで利用した「法人企業統計」は四半期調査であり、資本金 1,000 万円未満の企業を含まない従業員 3,215 万人分の調査であるのに対し、「毎月勤労統計」は、従業員5人以上の事業所に働く 4,775 万人を調査しているからである。このことは、この間、春闘で、2013 年 1.80%、2014 年 2.19%、2015 年 2.38%と、3年連続の賃上げがあったが、それは、中小企業にほとんど波及していないことを示している。

最後に、総務省「家計調査」により、勤労者世帯の家計状況をみると、世帯主の所得が伸び悩み、それをカバーするために配偶者の収入が増えた。支出面では、直接税、社会保険料等の非消費支出が 6.0%も増加し、家計消費は 0.6%の増加にとどまった。

「アベノミクス」は株価や一部大企業の利益を引き上げたものの、経済を安定成長の軌道に乗せるどころかデフレからの脱却すらできず、すでに破綻したと言える。また、安倍総理の言う「トリクル・ダウン」(大企業の利益を増やせば、雇用や賃金が増えて消費が増え、設備投資も拡大して=したたり落ちて、やがて経済が上向く)はまったくの虚構であることが明らかになった。(第 1 図)

第1図 アベノミクスは何をもたらしたか
—安倍内閣誕生から3年後を点検—



[資料出所] 企業売上高～内部留保 財務省「法人企業統計」(資本金1,000万円以上の企業)
一般労働者賃金～パート労働者数 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(従業員5人以上の事業所)
世帯主収入～(社会保険料) 総務省「家計調査」(勤労者世帯)

(2) 「アベノミクス」と「3本の毒矢」

結局、「アベノミクス」の「三本の矢」は、日本経済に次のような結果をもたらしたと言える。

第1の矢 「大胆な金融緩和」	労働に支えられた堅実な経済を金融中心のカジノ経済に変えた。農業を破壊し、中小企業を淘汰し、国内産業を空洞化して外国依存度の不安定な経済に変えた。
第2の矢 「機動的な財政出動」	公共事業を拡大する一方で社会保障費を削減し、消費税を増税する一方で法人税を減税するなど大企業本位の経済政策を強化した。選挙目当てのバラマキ等により、赤字国債をさらに拡大した。
第3の矢 「成長戦略・規制緩和」	リストラ・首切りの自由化、非正規雇用の常態化、無制限な労働強化などにより搾取を強化した。政財界一体となった原子力発電や武器の輸出を行い、また、財界の要望に沿った経済政策の見返りとして政治献金を拡大した。

安倍政権の特徴は、それが、日本国憲法の基本理念に挑戦する「3本の毒矢」とともに進められていることである。

第1の毒矢 国民主権への挑戦	民主主義・立憲主義の否定、世論無視、米軍辺野古基地の建設強行。民意を正確に反映しない選挙に立脚した数による独裁政治。
第2の毒矢 平和への挑戦	日米軍事同盟強化、軍事費増強、平和な国からいつ戦争するかわからない危険な国へ。
第3の毒矢 基本的人権への挑戦	教育への介入、言論統制。国民の不安や不満を逆用した巧妙な世論誘導。社会保障制度の改悪による老人や病人、生活困難者の切り捨て。

このような安倍政権および大企業経営者と対決して生活改善を勝ち取り、さらに「安全保障関連法」廃止、憲法改悪反対などで広範に結集する多くの国民と力を合わせて「アベノミクス」を止め、政治・経済の転換をはかることは、2016春闘に課せられた労働組合の社会的任務である。

2 来春闘における賃金要求

マスコミ報道によると、安倍首相は、2015年11月26日午前、首相官邸で開かれた政府、経済界の代表らによる「未来投資に向けた官民対話」において、昨年につき、春季労使交渉での賃上げについて経済界の努力を要請した。安倍首相や財界の思惑はともかく、日本経済の回復・成長のためには賃上げが絶対必要であることは衆目の一致するところとなっており、客観的に見て、2016春闘には、有利な風が吹いていると言えよう。

(1) 過去5年間に賃金が低下したのは日本だけ

「不況は日本だけではなく、世界同時不況である」と言われるが、いま、日本、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリアおよび韓国の8カ国について、過去10年間の名目GDP(国内総生産)成長率を比較すると、日本だけがマイナスであり、日本経済の停滞が際立っている。(第1表)

第1表 各国の名目GDP成長率
(2014年/2004年、増減%)

米国	41.3
日本	-1.2
ドイツ	37.2
イギリス	28.4
フランス	33.2
イタリア	19.2
カナダ	75.3
韓国	84.4

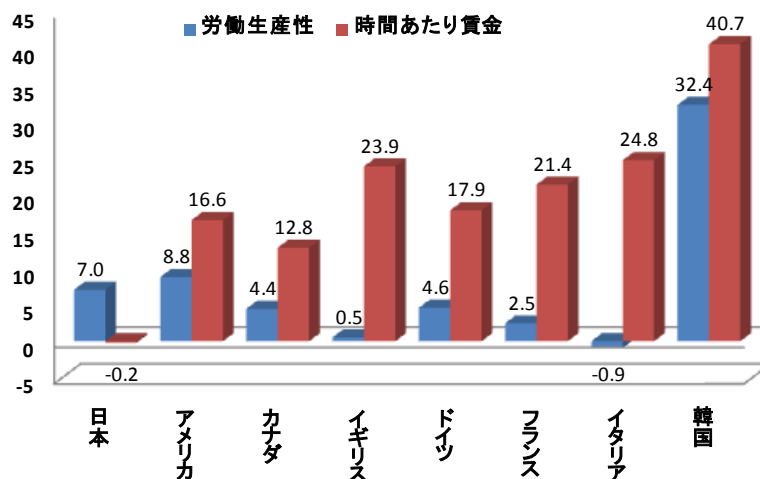
(注) US\$表示による
[資料出所] IMF統計

それは、他の国と違って、経済成長の源である生産性上昇の成果が内部留保に積み上げられ賃金に配分されなかったからである。いま、8カ国の2005年から2013年まで、8年間の生産性と賃

金を比較してみると、日本は、韓国、アメリカに次いで高い生産性の上昇があったにもかかわらず、8カ国の中で唯一賃金が低下している。(第2図)

第2図 先進8カ国の賃金と生産性比較

(2013年/2005年、増減、%)



(注) 労働生産性は、就業1時間当たりGDP上昇率。賃金は、製造業時間当たり賃金の上昇率である。これを、全産業、5人以上の事業所(一般・パート)で見ると、2013年の日本の賃金は、2005年比 -6.2%となっている。

(2) 「アベノミクス」前に戻り、生活を防衛するだけで6%以上の賃上げが必要。

賃金闘争の第一歩は要求を決定することであり、それは、組合員の討議によって決められるものであるが、労働総研として、一つのたたき台を示してみたい。

2014年の現金給与総額(5人以上の事業所、一般・パート)は、31万3757円で過去のピークである1997年の37万1670円を15.6%、5万7913円も下回っている。それが内需を縮小させ長期のデフレ不況を招いた最大の原因であるから、日本経済を持続的な成長軌道に戻すためには、一先ずそこまで賃金を引き上げ、再出発することが必要である。

しかし、一気に到達することは困難であるから、取り敢えず2016春闘では「アベノミクス」以降悪化した生活をその前まで戻し、流れを反転させることを重視したい。そのために必要な賃金要求額は、6.13%、1万9224円である。内訳は、以下の通り。(第2表)

- ① 2012～15年の消費税3%分を含む物価上昇をカバーするために3.72%
- ② そこから、2012～15年の名目賃金上昇率(-0.09%)をマイナス
- ③ 社会保障改悪等による新たな負担増への対応0.92%
- ④ 2016年度の物価上昇への対応1.40%

第2表 「アベノミクス」以前に戻るための賃金要求

	%	円/月
2012～15年物価上昇率	3.72	11,672
(マイナス) 2012～15年賃金上昇率	-0.09	-282
社会保障制度改悪等による新たな負担増 (消費税を除く)	0.92	2,878
2016年度 物価上昇見通し	1.40	4,391
合 計	6.13	19,224

[資料] 物価上昇率:総務省「消費者物価指数」。賃金上昇率:厚生労働省:「毎月勤労統計調査」。新たな負担増:大和総研「消費税増税等の家計への影響試算」(2015年度予算案反映版)。2016年度物価見通し:日本銀行「経済物価情勢の展望」

そのために必要な原資(企業等の支払い総額)は14.2兆円であり、2014年度末の内部留保543.1兆円の2.61%にすぎない。

3 最低賃金の引き上げと働くルールの確立

1の(1)で述べたように、2013～15年春闘の賃上げはほとんど中小企業に波及していない。労働者の圧倒的多数は未組織の中小企業に働いており、全体の底上げのためには、最低賃金の引き上げと働くルールの確立による組織労働者を含めた労働条件の改善が極めて重要である。

(1) 最低賃金の引き上げ

マスコミ報道によると、安倍首相は、2015年11月24日、経済財政諮問会議で、現在は全国平均798円の最低賃金を毎年3%程度引き上げ、将来は1000円程度にするよう求め、関係閣僚に環境整備を指示した。

最低賃金の時給1000円への引上げは、全労連も連合も一貫して要求し、早期実現を目指してきた。日本の最低賃金は47都道府県ごとに決定されるが、使用者側の抵抗が大きいために、ここ数年、10円台の引き上げにとどまり、2015年の全国平均額は時給798円となっている。

安倍首相の経団連への要請は、「アベノミクス」の第3の矢、経済成長政策の行き詰まりを反映したものであろうが、首相がこのような意思表示を行った意義は大きい。

ただし、最低賃金を時給1000円に引き上げたとしても、年間労働時間を年間1765時間として(5人以上の事業所、一般・パートの平均による)月収14.7万円であり、単身者がかろうじて生活できるレベルにすぎない。一日も早く時給1000円を実現し、欧米並みの1500円前後を目指すべきである。

厚生労働省の「賃金構造基本調査」から推計すると、時給1000円未満の労働者数は、一般およびパートを合わせて約19.1%、1056万人である。時給1000円に引き上げても、必要な原資(企業の総支払い増加額)は、年間2.78兆円であり、2014年度末の内部留保額543.1兆円の0.51%にすぎない。

(2) 働くルールの確立

経団連は12月7日、2016年春闘で経営側の指針となる「経営労働政策委員会報告」(経労委報

告)の中で、加盟企業に2015年水準以上の賃上げや、非正規労働者の正社員化などに取り組むよう呼び掛ける方針を固めたと報じられているが、一方で、無制限のサービス残業を生み出しかねない労働時間制度「ホワイトカラーエグゼプション」や首切りを容易にする「解雇の金銭解決制度」を要求している。不安定雇用を増やす「労働者派遣法」は既に改悪された。これらは、労働者の生存権に係る事柄であり、賃上げと同時に力を入れて闘うべき課題である。

しかし、実態は、「労働基準法」などに規定され、当然行われていなければならない労働のルールすら守られていない。2016春闘では、違法労働の象徴である“サービス残業”の根絶、先進国では常識となっている年次有給休暇の完全取得と週休2日制の完全実施、および非正規社員の正規化を目指さなければならない。

① “サービス残業”の根絶・・・“サービス残業”とは、要するに不払い労働であり、労働基準法違反の犯罪行為である。にもかかわらず、実態として多くの企業で“サービス残業”がまかり通っている。

総務省「労働力調査」と厚生労働省「毎月勤労統計調査」から“サービス残業”の実態を推計すると、年間1人あたり184.8時間になる。これを根絶すれば、その穴埋めだけで300万人以上の新規雇用が必要になる。そのために必要な原資は10.7兆円であり、2014年度の内部留保543.1兆円の1.97%にすぎない。

② 年次有給休暇の完全取得・・・日本の労働者1人当たりの年次有給休暇付与日数は18.1日であり、フランスの30日、イギリスの4労働週、ドイツの24日など、EU諸国と比べて極めて低い水準にある。にもかかわらず取得率は47.6%と5割を切っている（厚生労働省「就労条件総合調査」）。

これを改めるためには、EU諸国のように、生産計画のなかに年休完全取得を前提にした要員計画を組み込む必要があり、そのためには、151.5万人の雇用増が必要になる。それに要する原資は5.76兆円であり、2014年度の内部留保543.1兆円の1.06%にすぎない。

③ 週休2日制の完全実施・・・週休2日制は、日本でも一般的な制度として定着しているが、「就労条件総合調査」(2014年)によると、「週休1日制または週休1日半制」をとっている企業が、まだ7.8%もあり、そこに働く労働者は、全体の3.2%を占めている。週休2日制を完全実施するには、12.9万人の雇用者増が必要になり、そのために必要な原資は0.49兆円、内部留保の0.09%である。

以上の①～③を合計すると、穴埋めだけで464.8万人の新規雇用増が発生する。そのために必要な原資は16.95兆円であり、2014年度の内部留保額543.1兆円の3.12%である。

(3) 非正規社員の正規化

総務省の「労働力調査・詳細集計」2014年によれば、非正規社員は雇用者全体の37.4%、1,962万人存在し、そもそも働くルールがきちんと適用されていない。

正社員と非正社員の賃金は、年間で、男229.3万円、女148.5万円の格差があり、非正社員のうち362万人が正社員になることを望んでいる。

希望する非正社員を正規社員にするためには、企業全体で 6.1 兆円の前資が必要になるが、その額は、2014 年度の内部留保額 543.1 兆円の、わずか 1.1%である。

以上、(1)~(3)の全てを実行すれば 25.83 兆円の前資（全企業合計の年間支払い賃金増加額）が必要になるが、これは、2014 年度の内部留保額 543.1 兆円の 4.76%にすぎない。

また、後述するように、2014 年 7~9 月期~2015 年 7~9 月期の 1 年間に内部留保が 34.8 兆円増加しており、必要額はその 74.2%相当だから、過去の蓄積を取り崩さなくとも、これ以上内部留保を増やさない経営に転換するだけで、これらのすべてを持続的に行うことが可能になる。

4 賃上げ、労働条件改善の財源はたっぷりある

(1) 政府も認めた内部留保活用の必要性

マスコミ報道によると、2015 年 11 月 4 日、甘利経済再生担当相は、経済財政諮問会議後の記者会見で「賃上げについて年 3%程度をめざすべきだ」との考えを示し、「賃上げすれば消費が伸び、景気が良くなるのはみんな知っている。そこまで踏み込めるかどうかだ」と財界に求めた。続いて翌日の「官民対話」で、安倍首相は、「投資の本格化に加え、3巡目のしっかりとした賃上げが行われなければ、経済の好循環は実現できない。しっかり取り組んでほしい」と経済界に対し賃上げを要請した。11 月 13 日には、麻生財務相が、「企業の内部留保を活用して高水準の賃上げを実現するように」と、内部留保に一步踏み込んで要請した。

当研究所(労働運動総合研究所)は、かねてから「内部留保の過剰蓄積は経済停滞の大きな原因であり、従業員や社会に還元すべきである」と主張してきたが、いまや政府を含めて広く認識されることとなった。

(2) これ以上内部留保を増やさないだけで 5.9 万円の賃上げが可能

財務省「法人企業統計」の四半期別統計によると、2014 年 1~9 月期平均から 2015 年 1~9 月期平均の 1 年間に内部留保が 34.8 兆円増加している(資本金 1 千万円未満を含まない)。企業規模別に見ると、資本金 10 億円以上の大企業よりそれ以下の企業の増加率が高いのが特徴であり、おそらく、「新自由主義」的な内部留保増加の企業経営が、中小企業にまで浸透してきたものと思われる。

この結果から、「もし、内部留保を増やさなかったら、どれだけの賃上げが可能でえあったか」を試算すると、平均 5 万 9584 円、1~5 千万円未満でも 3 万 6044 円の賃上げが可能であった。つまり、内部留保を取り崩すまでもなく、これ以上内部留保を増やさない経営に転換するだけで、平均 5.9 万円の賃上げが可能になるのである。(第 3 表)

なお、ここでは、内部留保増分の全額を賃上げにまわせというのではなく、2014 年度の実績に基づいて、株主配当に 13.38%、役員賞与・給与に 8.86%配分し、従業員給与には 77.76%配分することになっている。特別給(ボーナス)は、「毎月勤労統計調査」(5人以上、一般・パート)の実績に基づき年間 2.11 か月分として試算した。

第3表 過去1年間の内部留保増加と賃上げ可能額

	内部留保 増加額 (注 1)	増加率	従業員数	従業員1人 あたり増加 額	賃上げ可能 額 (注2)
	(兆円)	(%)	(万人)	(万円/年)	(円/月)
全規模	34.8	6.9	3215.5	108.1	59,584
10億円以上	15.2	5.3	707.0	215.6	118,792
1～10億円	4.3	5.9	623.5	68.4	37,704
5千万～1億円	6.0	12.6	472.9	127.4	70,195
1～5千万円	9.2	9.9	1412.0	65.4	36,044

(注1) 2015年1-9月期対2014年1-9月期の増加額である。なお、資本金1千万円未満の企業を含まない。

(注2) 内部留保増加額を2014年度の実績に基づき、従業員給与77.76%、株主配当13.38%、役員賞与・給与8.86%で配分した。なお、特別給(ボーナス)は、「毎月勤労統計調査」の5人以上、一般・パートの実績に基づき年間2.11か月分とした。

[資料] 財務省「法人企業統計」(四半期別)

5 賃上げと労働条件改善の経済効果

(1) 生産を活発化し、GDP、税収および雇用を増やす

賃上げと雇用・労働条件の改善は、企業の労務コストを上昇させるが、労働者、国民の生活を改善するだけでなく、家計消費需要の拡大を通じて新たな国内生産を誘発し、GDP(国内総生産÷付加価値)や雇用および税収を増加させる。産業連関表を利用してその経済効果を試算したところ、次のことが分かった。(第4表)

まず、不払い労働根絶、年休完全取得および週休2日制完全実施による、働くルールの確立によって、国内生産が15.7兆円誘発され、それによってGDPが8.7兆円、税収(国・地方)が1.49兆円増加する。雇用は、代替・穴埋めのための雇用(第4表の「新規雇用者の増加」)464.8万人、生産増に対応するための雇用(同「生産増加に伴う雇用誘発」)88.3万人、合計553.1万人の新規雇用増が見込まれる。それを実現するために必要な原資(貸金支払総額の増加)は16.9兆円であり、2014年度末の内部留保543.1兆円の3.1%にすぎない。なお、新規雇用増は、必要となる労働増加量を年平均労働時間によって人員に換算したものであり、残業や休日出勤等でカバーされればその分は増えないことになる。

同様に、非正規の正規化を行えば、国内生産が10.0兆円誘発され、GDPが4.5兆円、税収が0.77兆円増加する。新規雇用は54.7万人必要になるが、この場合、既存の雇用者数に変化はないので、生産増に対応するための雇用だけになる。そのために必要な原資は6.1兆円であり、2014年度末の内部留保の1.1%にすぎない。

賃上げに関しては、まず、最低賃金を時給1000円に引き上げることによって国内生産が4.6兆円誘発され、GDPが2.1兆円、税収が0.35兆円増加する。雇用は、生産増に対応するために25.0万人の新規雇用が必要になる。そのために必要な原資は2.8兆円であり、2014年度末の内部留保のわずか0.5%である。

生活防衛に必要な1万9224円の賃上げを行えば、国内生産額が11.31兆円誘発され、GDPが5.10兆円増加する。それによって、税収も国・地方あわせて0.87兆円増加し、67.7万人の新規雇用増が見込まれる。それを実現するために必要な原資は14.20兆円であり、2014年度末の内部留保の2.6%にすぎない。

経済の需給バランスを回復し安定成長の軌道に移行するために、過去のピークである1997年の水準まで賃金を引き上げようとする5万5153円の賃上げが必要になるが、それによって国内生産額が38.6兆円誘発され、GDPが17.4兆円増加し、2.98兆円の増収となる。それに伴って231.2万人の新規雇用増が見込まれる。それを実現するためには、2014年度末の内部留保の6.4%に相当する34.7兆円の原資が必要である。

最後に、第3表で示したように、内部留保を取り崩すことなくこれ以上内部留保を増やさない経営に転換するだけで、役員給与や株主配当を増やしたとしても5万9584円の賃上げが可能になるが、それを資本金1千万円未満の企業を含む全労働者に適用すると必要な原資は44.1兆円になる。この額は、上記、過去のピークである1997年の水準まで賃金を引き上げるために必要な財源34.7兆円を越えており、それは、内部留保を取り崩さなくても、これ以上内部留保を増やさない経営に転換するだけで、過去のピークである1997年の水準まで賃金を引き上げてもオツリが来ることを示している。

それによる経済効果として、国内生産額が49.0兆円、GDPが22.1兆円、税収が3.78兆円増加し、293.7万人の新規雇用増が見込まれる。

第4表 賃上げおよび労働条件改善の経済効果

	必要な原資	家計消費支出の増加	国内生産誘発額	付加価値誘発額	税収(国・地方)の増加	新規雇用者の増加 (注1)	生産増加に伴う雇用誘発 (注2)	必要な原資が内部留保に占める割合
	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(万人)	(万人)	(%)
働くルールの確立	16.9	10.2	15.7	8.7	1.49	464.8	88.3	3.1
不払い労働根絶	10.7	6.4	9.9	5.5	0.94	300.4	55.8	2.0
年休完全取得	5.8	3.5	5.3	3.0	0.51	151.5	30.0	1.1
週休2日制完全実施	0.5	0.3	0.4	0.2	0.04	12.9	2.5	0.1
非正規の正規化	6.1	5.4	10.0	4.5	0.77		54.7	1.1
最賃を時給1000円に引き上げ	2.8	2.5	4.6	2.1	0.35		25.0	0.5
賃金水準を1997年のピーク時まで回復	34.7	20.8	38.6	17.4	2.98		231.2	6.4
内部留保をこれ以上増やさず適正に配分	44.1	26.4	49.0	22.1	3.78		293.7	8.1
生活防衛に必要な19,224円の賃上げ	14.2	8.5	11.3	5.1	0.87		67.7	2.6

(注1) 「新規雇用者の増加」は、各項目の実施に伴う直接的な雇用増である。

(注2) 「雇用誘発」は、国内生産額の増加に伴う仕事量の増加を雇用者数に換算したものであり、直接的な雇用者増を含まない。なお、いずれも必要な労働の増加量を人員に換算したものであり、労働強化(残業や休日出勤等)でカバーされてしまえば雇用は増えない。

(注3) 「賃金水準を1997年のピーク時まで回復」以降は、2014年の役員を除く雇用者5240万人を対象に計算している。

[資料] 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「就業構造基本調査」、総務省「労働力調査」および「平成23年(2011年)産業連関表」等から労働総研が推計した。

[産業連関分析とは]

いま、ある製品に対する需要が増加すると、まずその製品を生産している企業の生産が拡大するが、次の段階では、その生産に必要な原材料やサービスの購入を通じて、次々と他の産業の生産が誘発される。たとえば、自動車に対する需要が増加すると、まず、自動車産業が生産を拡大するが、次の段階では、自動車の生産→タイヤの生産→合成ゴムの生産→エチレンの生産→原油の輸入といった具合に、次々と関連産業の生産が誘発される。それに伴ってGDP(国内総生産)が増え、新たな雇用も生まれる。

産業連関分析によって、ある需要(ここでは、収入増に伴う家計消費需要)の増加が、国内のどの産業の生産をどれだけ拡大し、それに伴って雇用がどれだけ増えるかを計測することができる。

(2) 投資や輸出は大企業、民間消費は中小企業の生産を増やす

次に、公共投資や民間設備投資及び輸出需要の拡大は主として大企業を生産を誘発するのに対して、賃上げ等による民間消費需要の拡大は、主として中小企業が多い分野の生産を誘発する。

具体的には、低所得者の消費増の方が生産誘発効果が高いのは、食料及び関連業、住居費及び住宅関連業および通信・放送・情報であり、逆に高所得者の消費増の方が生産誘発効果が高いのは、自動車及び機械機器、対個人サービスおよび教育・研究、である。(第5表)

なお、可処分所得に対する消費支出の大きさ(標準消費性向)を見ると、年間収入 266 万円未満の 81.8%に対して1000 万円以上は 67.6%であり、高所得者より低所得者の方が消費比率が高いから、そもそも低所得者層の賃金・労働条件改善の方が、高所得者のそれより経済効果が大きいのである。

第5表 低所得者の消費増の方が中小企業の生産をより良く誘発する

	生産増加額の構成比	
	低所得層の消費増	高所得層の消費増
食料及び関連業	20.6	9.7
衣料及び関連業	2.7	4.6
住居費及び住宅関連業	7.5	1.4
エネルギー、水道、廃棄物	10.9	8.8
自動車及び機械機器	12.6	16.3
運輸	6.7	9.7
通信、放送、情報	8.2	3.2
対個人サービス	1.9	13.1
医療、保険、福祉及び医薬品	2.0	1.6
教育、研究	6.3	11.9
日用品、消耗品	6.0	6.5
金融、広告その他の専門サービス	5.1	4.5
その他	9.3	8.6
合計	100.0	100.0

[資料] 総務省「家計調査報告」及び「平成 23 年(2011 年)産業連関表」。

6 なぜ内部留保が問題なのか

当研究所の内部留保に関する主張について、財界や経営コンサルタント、税理士など経理の専門家と称する方々から、「内部留保とは、過去の利益の蓄積にすぎない」、「企業はこの自己資本と銀行借入れや社債などを使って事業を行っているのであり、一部は現預金で残っているものの、大部分はすでに工場や土地、原材料や在庫などに形が変わっている」から投資や給与として回すことなどできないという反論が聞こえて来る。

その人たちには、是非これまでの当研究所の主張を正確に読んでほしいのだが、我々は、内部留保の存在自体を“悪”と言っているのではない。また、蓄積された内部留保を直ちに全て取り崩せと言っているのでもない。1999年以降の内部留保急増は異常であり、国内経済の需給バランスを崩しているから、正常な水準および姿（銀行借入れや市場調達資金）に戻し、生じた資金を、これまで犠牲にしてきた下請け中小企業や従業員、株主あるいは社会全体に還元して経済の需給バランス回復を図るべきである。また、これまでの経営を改めて、これ以上の蓄積をやめるべきであると主張しているのである。

(1) 国家予算の5.7倍に達した内部留保

内部留保とは「利益のうち、配当や役員賞与などで流出せずに企業内部に留保した部分の累計額」（有斐閣「経済辞典」）であり、「法人企業統計」（財務省）の「利益準備金」、「積立金」、「繰越利益剰余金」がこれにあたる。麻生財務相などがいう「内部留保 350兆円」はこの額である。

当研究所は、これに「引当金（流動負債）」、「引当金（固定負債）」、「特別法上の準備金」、「資本準備金」および「その他資本剰余金」を加えている。それは、これらの資金がしばしば“利益隠し”に活用され、また、国内需要に転化せず企業内部に滞留する点では前3者と同じだからである。そして、前者を「狭義の内部留保」、後者を「広義の内部留保」と位置付けている。

2014年度末の内部留保は、狭義が354.4兆円、広義は543.1兆円であり、広義でみると同年の国家予算（一般会計）95.9兆円の5.7倍もある。従業員1人あたりでみると、全規模平均で1,345万円、資本金1千万円未満でも85万円存在する。（第6表）

4の(2)で、2014年1～9月期平均から2015年1～9月期平均の1年間に内部留保が34.8兆円増加し、それだけで平均5.9万円の賃上げが可能であると説明したが、第6表に示した2014年度末の内部留保そのものを財源とするなら、同様にボーナス、役員給与および株主配当を考慮したとして、全規模平均で月74.1万円、1千万円未満でも月10.2万円の賃上げが可能になる。もちろん、これほどの賃上げは必要ないから、過去の積み上げを含めた内部留保の還元は、下請け中小企業および社会全体への還元により多くを割くべきであろう。

なお、「しんぶん赤旗」は、資本金10億円以上の広義の内部留保を「大企業の内部留保」としてよく引用しているが、本稿の分析目的である賃上げ・労働条件の改善は、全労働者を対象にしたものであるから、特に断らない限り、本稿は全規模・全業種の内部留保に基づき分析している。

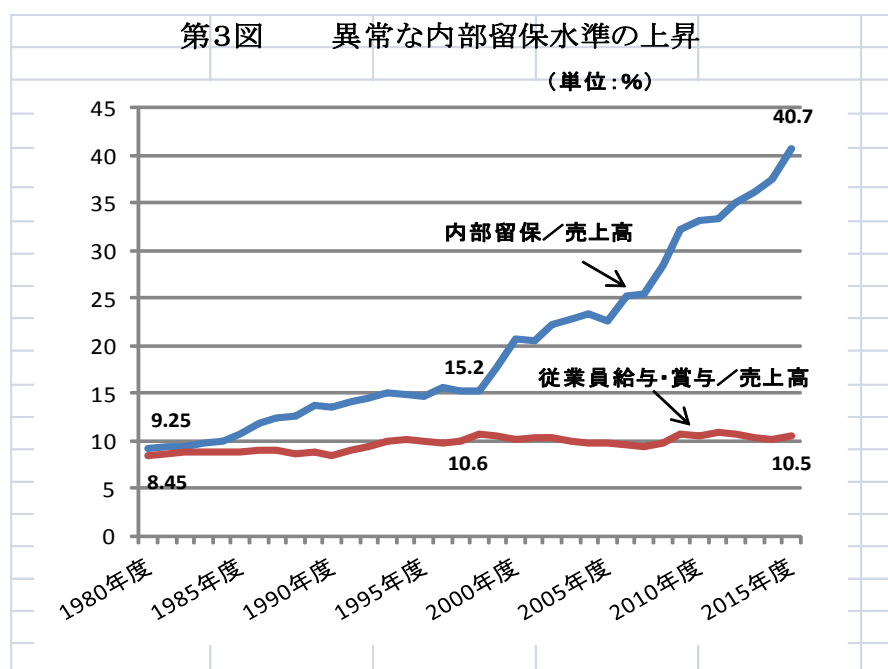
第6表 広義の内部留保と狭義の内部留保および1人あたり内部留保（2014年度）

	内部留保の額（兆円） ^{（注）}		平均従業員数 （万人）	1人あたり内部 留保額（万円）
	（狭義）	（広義）		
全規模	354.4	543.1	4,038	1,345
10億円以上	170.5	299.5	743	4,030
1～10億円	54.3	77.4	606	1,277
5千万～1億円	40.1	50.9	481	1,059
1～5千万	77.8	101.3	1,452	698
1千万未満	11.7	14.0	756	185

（注）内部留保（狭義）は経済辞典に定義されている内部留保で、「利益準備金」、「積立金」および「繰越利益剰余金」の合計。（広義）は、使われず内部に留保された資金の合計で、（狭義）に、「引当金（流動負債、固定負債）」、「特別法上の準備金」、および「その他の資本剰余金」を加えた総計。

（2）異常な内部留保の高水準

それでは、どの程度の内部留保が適正なのかを探るために、よく、国債残高の水準を表す指標として使われる「GDP（国民総生産）の〇〇％」にならって、経営の規模を表す「売上高」を基準に、内部留保の大きさを測ってみると、高度経済成長期の1960年代は3%前後、第2次石油危機と円高に苦しんだ1975～85年は9～10%、今回の長期不況においても、前半の1991～98度は14～15%で推移していたが、1999年度以降急上昇し、2014年度には40%を越えた。（第3図）



資料：財務省「法人企業統計」

2014年度末の内部留保543.1兆円は、同年度のGDP（国内総生産）489.6兆円を53.5兆円上回り、2009～2014年度の年平均増加額20.4兆円は、2014年度一般会計歳出総額95.9兆円の21.3%、国債費23.3兆円の87.6%に相当する。

これほどの内部留保がなければ経営が困難になるとは到底考えられない。おそらくこのような多額の内部留保は、企業の必要性によるものではなく、「新時代の『日本的経営』戦略」のもとで、不況の下でも収益が増え続ける一方、設備投資を行うことが出来ないため、結果として増大した側面が強いと考えられる。

7 法人税を引き上げ、消費税を廃止すべきである

生活を維持・改善するためには、会社を相手にした賃上げ・労働条件改善の要求だけではなく、増税と社会保障制度改悪に対する政府との対決が必要であり、安倍政権の下で闘われる 2016 年春闘では、それがとりわけ重要になっている。

(1) なぜ法人税や所得税、相続税ではなく消費税増税なのか

安倍総理は消費税の 8%から 10%への増税を 1 年半先延ばして総選挙に勝利しようとし、新聞やテレビは、消費税 10%への増税を前提に、軽減税率に関する報道ばかりを連日続けている。その根拠は、①国の借金は国内総生産(GDP)の2倍1千兆円を超え、先進国の中で最悪の水準にある。それに正面から取り組み、将来世代への負担のツケ回しをやめるためには、国民も負担増を受け入れなければならない。②増え続ける年金、医療、介護費用の財源は、国債など借金に大きく依存し、国の財政悪化を加速させる主因になっている。消費税増税によって、基礎年金などの財源を確保することができるなどである。

しかし、ここには、重大かつ基本的な問題が欠落している。国の借金 1000 兆円の付けを次世代に回してならないことは当然であり、一定の増税が必要だとしても、それがなぜ消費税増税なのか。なぜ法人税や所得税、相続税の増税ではいけないのかである。

なお、税について考える場合、日本政府の借金を返すのは日本人以外にないのであり、どのような税であっても最終的には国民全体で負担することになることを前提にしなければならない。なぜなら、①消費税は、全てを消費者(国民)が直接負担し、②所得税は、所得を得た人(ほとんどは労働者)が直接負担するが、③法人税も、企業は増税に対応して販売価格を引き上げるから、最終的には物価上昇を通じて国民(消費者)全体が負担することになるからである。酒税、たばこ税、ガソリン税等は①、相続税は②に同様と言えよう。

(2) 消費税は最悪の税である

消費税は、「税率を1%上げれば3兆円近くの税収をもたらす。景気による変動も少なく、ほぼ確実に税収増が見込める」との説明が行われているが、これは、政府・財務省の目線から見た都合主義の見解である。国民から見れば、消費税は「景気が悪くても、収入が減っても、失業しても確実に税金を取られる」最悪の税制である。しかも、大企業は納税分を取引先に転嫁した上で、輸出還付金を受け取り不当な利益を得ている。(労働総研の提言「5%引き上げで、GDP2.5%低下、雇用 100 万人以上減少」 2012 年 2 月 20 日を参照)。

消費税は、軽減するのではなく廃止すべきである。

(3) 増税するなら法人税を増税すべきである

増税するなら法人税の増税が最適である。なぜなら、企業は、可能な限り売値を上げず、シェアを維持・拡大しようとするから、結果として税に市場競争が持ち込まれ、国民の負担がミニマムになることが期待できる。また、納税者は企業なので徴税コストが最も少なくて済み、税の支出に関する監視も現在より厳しくなるであろう。

第7表 法人税(国税)の推移

1981年	40.0%から42.0%に 増税	財政再建のため
1984年	42.0%から43.3%に 増税	所得税減税に伴う財源確保のため
1988年	43.3%から42.0%に 減税	暫定税率の期限切れ
1989年	42.0%から40.0%に 減税	抜本改正経過税率、消費税導入
1990年	40.0%から37.5%に 減税	抜本改正本則税率、消費税導入
1998年	37.5%から34.5%に 減税	1997年の消費税増税
1999年	34.5%から30.0%に 減税	1997年の消費税増税
2012年	30.0%から25.0%に 減税	2014年の消費税増税
2015年	25.0%から23.9%に 減税	2017年の消費税増税

[資料出所] 国税庁 (Wikipedia により検索)

しかし、政府・与党は12月2日、財界の要望に応じて2016年度に法人実効税率(地方税約10%を含む)を29.97%に引き下げる方針を固めた。安倍首相は、「減税で浮いた分で賃上げや設備投資増強を行ってほしい」と言っているが、これまでの減税分は、ほとんどが内部留保に回っている。また、「海外に立地した国内企業を呼び戻し、外国企業の国内立地を増やす」ことを期待しているようだが、企業は需要のあるところで生産するのであり、法人税を引き下げてもさほどの効果は期待できない。これまでの法人税減税と国内立地の関係を見ると、外国企業の立地は増えたものの、それをはるかに上回る日本企業の海外立地があり、産業空洞化がいつそう進行した。

法人税以外では、所得税の累進課税を元に戻す必要がある。所得税は、1980年まで、最高税率75%であり、例えば読売巨人軍の王貞治は年俸8,160万円(1980年)の時に75%の所得税を払っていた。それが、現在45%まで引き下げられ、ニッサン自動車のカルロス・ゴーン(推定9.8億円)は45%しか支払っていない。一般市民や労働者の税率は、20%前後でほとんど変わっていないのである。

累進課税以上に重要なのは、キャピタルゲイン(株や債券の売買益や配当)に対する課税である。一般の所得とは別の「分離課税」として扱われ、税率は20%である。その結果、ソフトバンクの孫正義は、年間96億円もの配当金を得ているが19.2億円しか納税していない。もし、所得税と総合するなら、43.2億円支払うべきところをである。

そもそも、ゼロ金利の下で、退職金の目減りを防ぐために株や債券を買い、わずかばかりの配当を受け取っている高齢者と、株や債券で大儲けしている資産家や経営者の税率が同じであって良いはずはない。

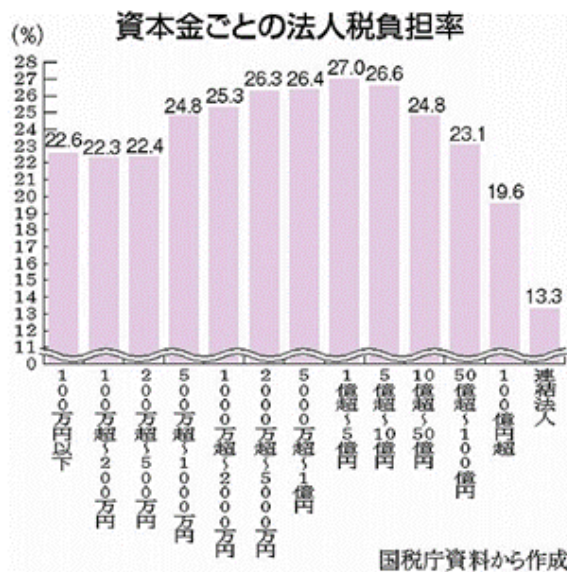
その他、相続税についても検討が必要であろう。税率が低ければ、次世代の子供達は、生まれた

時から大きな格差をもつことになり、それは次から次へと、何世代も受け継がれていく可能性が高い。「墓の中までお金を持っていく必要はないし」、「天は人の上に人を作らず」、「人間は生まれながらにして平等」であるためには、相続の金額を制限する必要がある。

(4) まず、大企業にまともな税金を払わせるべきである

法人税増税の前に、大企業にまともな税金を支払わせるべきである。2012年5月22日、日本共産党の佐々木憲昭衆院議員の求めに応じて、国税庁が2012年度実績に基づいて試算した「資本金規模別法人税負担率」の資料がある。

第4図



(注) 作成された2012年の法人税率(国税)30%に基づいている。

【資料出所】「しんぶん赤旗」、2014年4月30日

これによると、資本金100～500万円から徐々に負担率が上がって1億～5億円の27.0%でピークに達し、以後、資本金が大きくなるほど負担割合が下がり、資本金100億円を超える大企業は19.6%となっている。各企業の決算を合算することができる連結納税グループ企業にいたっては13.3%と、本来の税率30.0%の半分以下ですんでいる。つまり、資本金が大きい大企業ほど法人税の負担割合が軽くなるという「逆累進構造」になっているのである。

なお、1～5億円がピークになるのは、資本金1億円以下の法人については、中小企業の軽減税率(年所得800万円以下の部分について15%)が適用されており、該当する企業が少なくなるにつれて負担率が上昇するからである。

中央大学名誉教授の富岡幸雄氏も、2014年に文芸春秋社から出版した「税金を払わない巨大企業」で詳しく解説しており、それによると、「もし、このような大企業優遇税制を廃止すれば、消費税の増税をやめるどころか、廃止してもおつりが来る」とのことである。

企業別にみると、税負担率(法人税/税引き前利益)でみて、調査対象期間における地方税を含む日本の法人税率35～40%に対して、三菱商事6.2%、HOYA8.3%、日産自動車10.9%、小松製作所13.7%、京セラ13.9%、本田技研18.0%と著しく法定税率を下回り、まともに税金を払ってい

ない(しんぶん赤旗、2014年1月10日による)。

トヨタ自動車は20%台でやや高めであるが、2008年度から2012年度までの5年間、巨額の利益を上げながら法人税(国税)を支払っていなかった(愛知労働問題研究所「所報」第183号 2015年7月15日に掲載された、垣内亮「トヨタから見た日本の税制」による)。

これは、別にトヨタや大企業が脱税をしているわけではない。大企業を優遇する減税制度があるからである。それについては、垣内亮氏が「労働総研クォーター」 2015年秋季号の「社会保障の財源をどこに求めるか」で詳しく説明しているが、受取配当益金不算入制度(企業が国内の他の企業から受け取った株式配当は、その全部または一部が「益金」に算入されず非課税となる)、外国子会社配当益金不算入制度(外国子会社からの配当については、外国で税金を払ったかどうかに関係なく非課税になる)、研究開発減税(売上高に対する研究費の割合に応じて、研究総額の8~10%相当額を法人税から差し引くなどの減税制度)連結納税制度(親会社と100%出資の国内子会社の所得を合算して法人税を計算する制度)などである。

中でも問題なのは、外国子会社配当益金不算入制度である。日経新聞(2015年2月8日)によると、海外子会社からの配当金として2014年に国内に還流した金額は、通年で初めての4兆円台が見えてきた。海外移転を進めれば進めるほど(国内では雇用しないほど)税の負担が軽くなるのは不当である。また、将来にわたって税収が減り続けることになる。

これに対して、外国子会社配当益金を課税対象にするなら、消費税や所得税にはない重要な効果を期待することが出来る。それは、結果として国の借金の一部が外国企業の活動によって補填されることである。

消費税を増税するのではなく、まず、数々の大企業優遇処置を廃止し、大企業に本来の税率で納税させるべきである。さらに、法人税率を徐々に引き上げ、国際的な法人税引き下げ競争にストップをかけるべきである。

そもそも、需要不足(=過剰生産)のためにデフレ・長期不況が続いているにもかかわらず、法人税を減税して生産活動の拡大を図り、消費税を増税して需要(家計消費支出)を縮小させるのは、必要な政策のアベコベである。昨年「21世紀の資本」が世界的なベスト・セラーになったトマ・ピケティ氏も「日本の現状をみれば、労働所得に対して減税、資本に対して増税するのは自然な解決」と指摘している。

また、国民に消費税増税を押しつけながら大企業に減税するというのでは、国民の納得を得られる筈がない。